

# 企業通勤定期のご案内



いつも市営バスをご愛用いただき、まことにありがとうございます。  
市営バスでは、市民の皆様にバス通勤を奨励する目的で、「企業通勤定期券」を販売しております。

今回、さらにお求めやすくなりましたのでご紹介申し上げます。

## ☆企業通勤定期券のご利用は

- ① 3人以上の法人企業体(会社、商店等)の通勤者。
  - ② 3人以上まとめて定期券を申し込む。
- 以上が条件となります。

(※申込期間は問いませんが、次回継続の時に同一となるように調整させていただきます。)

## ☆企業通勤定期券をお申込みいただく場合は

- ① 「企業定期券購入契約申込書」を市営バスに提出していただき、契約を締結します。
- ② 契約申込みの折に「企業定期券購入予定者名簿」を提出していただきます。
- ③ 購入の際は、その都度「企業定期券購入申込書」(所定の様式)を提出していただきます。(FAXでお申込みいただけます。)なお、ご希望があれば、事業所までお届けいたします。
- ④ 継続時(2回目以降)の料金支払いは銀行振替ができます。なお、ご希望があれば、事業所まで取りに伺います。

## ☆企業通勤定期券の割引率は

**普通通勤定期券額(35%割引)の5分引きです。**

**1か月企業通勤定期券……通勤定期券額の5分引(普通通勤定期券は3割5分引)**

**3か月企業通勤定期券……1か月の企業通勤定期券運賃の3倍の5分引**

## ☆企業通勤定期券の払戻し制限

従来、会社等へ提出する領収書が必要な為だけに、通勤定期券を購入し、翌日すぐに払戻の手続きをして、その分をマイカーの燃料代にあててマイカー通勤をするという例が多くみられます。企業通勤定期券は、このような利用者には当初から販売致しません。

このため、企業通勤定期券の払戻は次の場合のみに限定致します。

- ① 退職、転勤等、企業側の事情により払戻が必要となった場合。
- ② 転居(区間変更)、休職等、個人の事情で妥当性がある場合。
- ③ ①②の場合とも、契約代表者(企業等の責任者)の証明が必要となります。

なお、この場合は当初に提出された「企業定期券購入予定者名簿」から抹消致します。

これにより申込み人員が3人以下になった場合は、契約を解除し次の切替え時からの企業通勤定期券は購入できないことになります。

# 環境定期制度

◎ 企業定期券をお持ちの方 ⇒ 本人、同伴のご家族も、土、日、祝日等

定期区間外 **全線100円**(小人運賃50円)

詳しくは佐世保市交通局業務課までお尋ねください。

TEL 25-5111 ・ FAX 25-5115